忍野村景観計画<改訂版>

平成27年8月1日

忍野村

目 次

第1	1章	景観計画策定の背景と計画の概要	1
-		受定の背景 忍野村の景観をめぐる諸施策	
	(2)	景観法の概要と景観計画策定の経緯	1
6	2. 第	寛定の目的と構成	1
	(1)	目的	1
	(2)	忍野村景観計画の構成	2
第2	2章	景観計画の区域	3
-	1. 忍	R野村の概況	3
	(1)	位置、地形	3
	(2)	土地利用	4
	(3)	農業の状況	5
	(4)	法規制等	6
	(5)	歴史・文化	7
4	2. 忍	B野村の景観特性	ç
	(1)	景観資源の分類	Ĉ
		景観資源の概要1	
		· 親計画区域(景観法第8条第2項)1	
		· - 親形成重点区域1	
Ę	5.	至業区域	8
第3	3章	良好な景観の形成に関する方針(景観法第8条第2項)1	S
-	1. 柞	†全域の景観形成に関する方針1	ç
	(1)	景観形成の目標 1	S
	(2)	景観形成の基本方針1	S
4	2. 行	「政・住民・事業者の基本的役割2	2C
	(1)	行政(村)の役割2	:(
	(2)	住民の役割 2	1
		事業者の役割 2	
		翌草地区水辺景観形成重点区域の景観形成に関する方針2	
	(1)	景観形成の目標 2	:1
	(2)	景観形成の基本指針 2	1

(3)景観形成の具体的方策	22
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	37
1. 届出対象行為と景観形成基準の方針	37
(1) 建築物等の建築等	37
(2) 工作物等	39
(3)木竹の伐採	40
(4)土地の形質変更	40
(5)屋外におけるものの集積又は貯蔵	41
(6) その他	41
2. 忍野らしい色彩景観づくり	42
(1) 基調色	42
(2)関係性の重視	42
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	43
1. 景観重要建造物の指定の方針(景観法第8条第2項)	43
(1) 指定方針	43
(2) 指定基準	43
2. 景観重要樹木の指定の方針(景観法第8条第2項)	43
(1) 指定方針	43
(2) 指定基準	44
第6章 屋外広告物の制限に関する事項	44
(1)制限に関する基本方針	44
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項)	44
(1) 整備に関する基本方針	44
第8章 住民等の景観まちづくり活動の支援	45
1. 地域が主体となる景観まちづくりに向けた支援	45
(1)景観形成のための助成制度等の拡充	45
(2) 景観まちづくりに関する啓発活動	45
(3) 景観まちづくり活動の技術的援助	45
2. 景観形成のための体制づくり	45
(1) 景観協議会の活用(景観法第15条)	45
(2) 景観まちづくり協定の活用(景観法第81条)	46

第1章 景観計画策定の背景と計画の概要

1. 策定の背景

(1) 忍野村の景観をめぐる諸施策

忍野村は、美しく荘厳な富士山を遠景に、富士の伏流水による湖沼や河川などの自然の造形と、田畑やかやぶき屋根などに代表される人間の営みが近景として調和した、美しい風景の村です。日本の代表的な原風景としてたびたび紹介される本村の荘厳で美しい風景は、多くの人々の心をとらえてきました。

祖先が長い年月をかけて守り育ててきたこうした富士山と農村景観は村民のかけがえのない財産であり、この景観を守り磨き上げ、子孫に継承していくことは、忍野村民の使命ともいえます。

このため村では、これまでの総合計画でも快適な生活環境づくりや良好な風景づくりなどを政策の柱に掲げ、村の景観保全のための取り組みを進めてきました。

特に、平成 13 (2001) 年度に「忍野村まるごと庭園条例」や「忍野村まるごと庭園景観形成計画」を制定・策定し、統一的な建物外観や看板等の整備基準を示すなど、 景観づくりの推進を図ってきたところです。

(2) 景観法の概要と景観計画策定の経緯

社会経済の成熟に伴い、生活空間の質の向上が求められる時代になっています。「良好な景観は、生活環境や地域間交流に不可欠な国民共通の資産である」との認識が広まり、良好な景観を維持・形成していくため、平成16年12月に景観法が施行されました。

この景観法の施行により、従来の建築基準法では限界のあった建築物の意匠・色彩や、地域の特性を活かした景観形成について、市町村自らが主体性を持つことが可能になり、現在、全国各地で市町村単位による景観形成に関する機運が高まっています。本村においても、まるごと庭園条例の考え方を基本に、法的な裏付けのもとにさらに具体的・積極的な取り組みを推進していくため、平成18年には景観法に基づく景観行政団体となり、今回その具体的な内容を定める景観計画を策定することとしました。

2. 策定の目的と構成

(1)目的

良好な景観は、村民にとっても心の豊かさや生活の潤いをもたらします。

本計画は、村内にある豊富な景観資源を保全・活用し、良好な景観を創出することにより、快適な生活環境の創出と地域の活性化を図り、優れた景観や文化を次世代に継承していくことを目的とします。

この計画は、景観法に基づき、本村における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、 忍野村の美しい景観を維持・増進していくための共通のビジョンとなる計画です。

《参考》景観法(第2条関係)

(基本理念)

- 第2条良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境 の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び 将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければな らない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、 地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、 その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(2) 忍野村景観計画の構成

本景観計画は、8章で構成します。

第1章では、本村の景観特性や景観計画策定の背景や目的を定義し、第2章では景観計画の対象となる景観計画区域を設定するとともに、その中でも特に重点的に景観形成に取り組む重点景観形成区域を示します。

第3章では、景観計画区域並びに景観形成重点地区における景観形成の目標及び基本方針等を定めます。

第4章では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定め、第5章では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針等を定めています。

第6章では、屋外広告物の制限に関する事項、第7章では、景観重要公共施設の整備に関する事項について定めています。

第8章では、住民等の主体的な景観形成活動及びそのための支援方策等について示しています。

第2章 景観計画の区域

1. 忍野村の概況

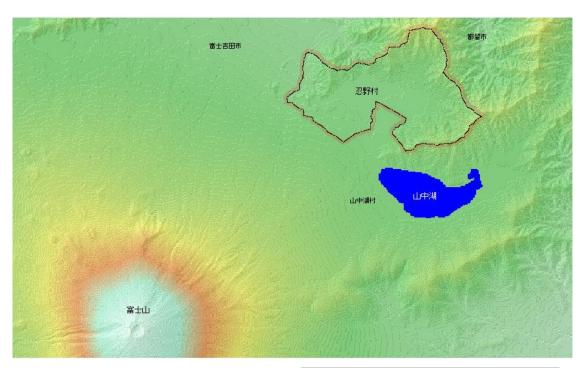
(1)位置、地形

忍野村は山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、南側は山中湖村、東側は都留市、 北側から西側にかけては富士吉田市に接しています。

南西に富士山(3,776m)、東に石割山(1,413m)、北に杓子山(1,598m)、南に大平山の山岳に囲まれ、西は雄大な富士山麓の裾野が広がり、中心部は標高がおよそ940mの盆地状の地形になっています。

集落は、盆地地形帯の東に内野、西に忍草、溶岩台地上の梨ヶ原に発達しています。 (図表 1-1)。

■図表 2-1 忍野村の位置

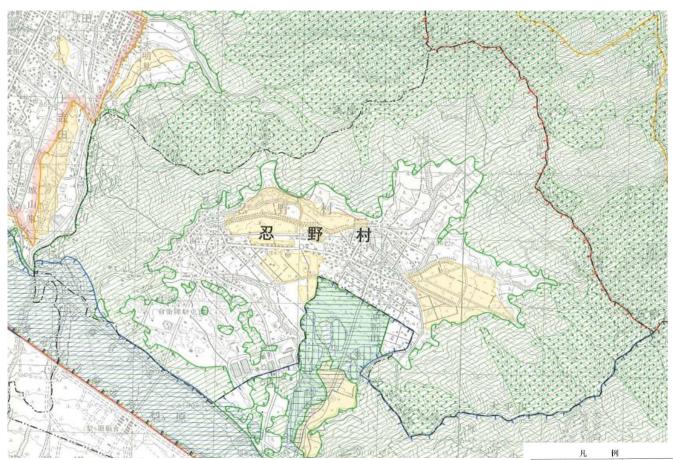


面積	25. 15km²	
	地名 忍草1514	
 本庁舎位置	東経 138 度 51 分	
本月 吉世世	北緯 35度 27分	
	海抜 936 m	

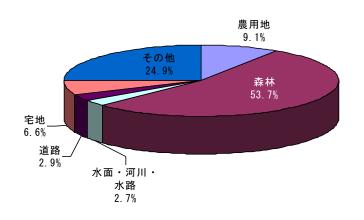
(2) 土地利用

忍野村の土地利用の現況は、森林が53.7%と過半数を占め、農用地が9.1%、宅地が6.6%などとなっています。土地利用図を見ると、森林に囲まれた平地部に、集落と農用地が展開している様子がわかります。

■図表 2-2 土地利用の状況



出典:「忍野村全図」、「山梨県土地利用基本計画図」から作成



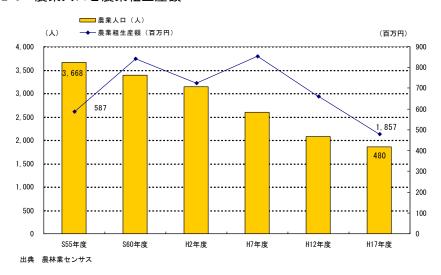
¹² 五地域の各地域の境界線が一致する場合、表示の優先額位は、 都市・最業・森林・自然公園・自然保全の各地域の間とした。(後 順位の地域表示はケバだけとした。) 2. 参考表示は、原明として、平成13年3月28日現在の指定規度の ものである。

ものである。 3、その他都市計画区域における用途地域は、市街化区域及び市 化調整区域の都市計画区域における

(3)農業の状況

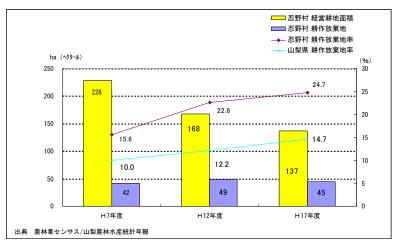
農業人口は、年々減少傾向にあり、農業粗生産額¹も平成7年度をピークに一貫して減少しています(図表3-2)。

■図表 2-3 農業人口と農業粗生産額



経営耕地面積と耕作放棄地²の推移をみると、経営耕地面積は年々減少し、平成7年度からの10年間に6割近くまで落ち込んでいます。一方で耕作放棄地は平成12年度に増加したが平成17年度では減少しています。平成17年度の忍野村の耕作放棄地率は24.7%と、山梨県の14.7%を上回っています(図表3-3)。

■図表 2-4 耕作放棄地の推移



耕作放棄率=耕作放棄地面積÷ (経営耕作地面積+耕作放棄地面積) ×100

」 農業粗生産額

農家が稲作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額のことです。

2 耕作放棄地

以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいいます。

(4) 法規制等

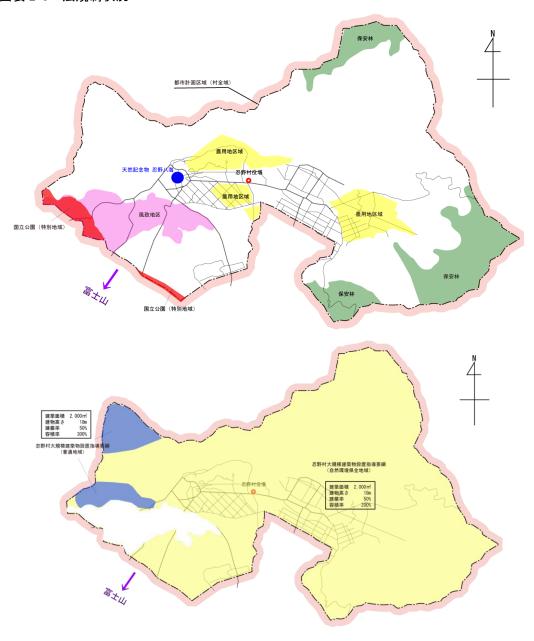
忍野村の法規制の概要は下図のとおりです。

村南西端は国立公園 (特別地域) に含まれ、東部の山林には保安林が点在します。また盆地内にはまとまった農用地区域があります。

忍野村全体が都市計画区域に指定され、南西部には風致地区が指定されていますが、 用途地域等は指定されていません。

また、忍野村のほぼ全域が「忍野村大規模建築物等設置指導要綱」により自然環境保全地域または普通地域に指定され、建築面積、建物の高さ、建ペい率、容積率の制限がなされ、大規模開発等に対する自然環境の保全策が施されています。

■図表 2-5 法規制状況



(5) 歴史・文化

人々が富士山麓で生活をした痕跡は縄文時代にさかのぼります。忍野村でもこれまで7ヶ所の縄文遺跡が発見されています。周囲に遺跡はあるものの、忍野盆地自体は長く宇津湖(忍野湖)の湖底になっていて、そこが陸地になり、集落が形成されたのは縄文時代よりもずっと後のことになります。8世紀後半から9世紀の半ばまで続いた富士山の火山活動がおさまってからのことと考えられています。

明治以前は水稲栽培もできず、人々はアワやヒエなどの雑穀栽培で生活してきました。女性は養蚕と機織り、男性は馬の背中に荷物を積んで運ぶ「駄賃馬稼ぎ」という仕事に収入の途を求めました。明治以降は屋根職人として近県へ出かける人が増えたそうです。

現在は世代も変わり職業も多様化してきましたが、忍野には村の歴史と村民の営みを刻み込んだ風習や有形・無形の文化財がまだまだ残されています。

《平安時代の住居跡からみつかった「水神」墨書土器》

笹見原遺跡は、忍野村忍草地内、鳥居地峠南麓の斜面にあります。遺跡では 地表下約1mの地層から平安時代(約1,000年前)の集落が、さらに約3m下の 地層から縄文時代早期(約9,000年前)の集落跡がみつかりました。

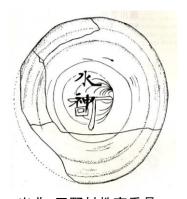
平安時代の富士北麓地域には東海道と甲斐国の国府 [こくふ] を結ぶ官道 [かんどう] が通っていました。笹見原遺跡で発見された平安時代の竪穴住居 跡は、当時の官道沿いに広がっていた集落の一部の可能性も考えられます。

下の写真は笹見原遺跡の平安時代の住居跡から出土した「水神」「可」と墨で書かれた皿です。笹見原遺跡がある鳥居地峠南麓の南側には当時、宇津湖という湖が広がっていたといわれ、笹見原遺跡は宇津湖畔に面した集落でした。平安時代の笹見原遺跡に住んでいた人々は、人の力だけでは防ぎきれない自然の災害を鎮めるため、また、水の恵みにより作物の豊かな稔りがもたらされるように、宇津湖の「水神」に祈りをささげていたと考えられます。(出典:山梨県ホームページ)

■図表 2-6 「水神」墨書土器



出典:山梨県ホームページ



出典:忍野村教育委員

《忍野八海と富士講》

古来人々は、富士山の圧倒的な存在感に神聖さと崇高で畏敬の念を起こさせる壮大な美を感じ、多様な信仰の場として崇拝してきました。平安時代後期には修験道の道場となり、登山道も開かれ、富士山は登拝する山として一般庶民に知られるようになりました。

富士山を信仰する集団に富士講があります。富士講行者には登山に当たって 八海巡りをする修法がありました。八海には富士外八海、内八海、元八湖があ り、この中のいずれかの八海を巡礼するのが決まりでした。一般的には内八海 か元八湖が巡拝されました。内八海は、富士五湖など富士北麓の八湖で、元八 湖は忍野八海をさします。(参考:富士山ネットホームページ)

元八湖は、八湖巡りを容易にできるようにと富士講の行者の一人で、現市川 三郷町の大寄氏が天保 14 年に復興したものです。忍草地区に多くあった湧水 の中から、配置が北斗七星の形になるよう 8 つを選びました。少し離れたとこ ろにある出口池を北極星に見立てたと言います。

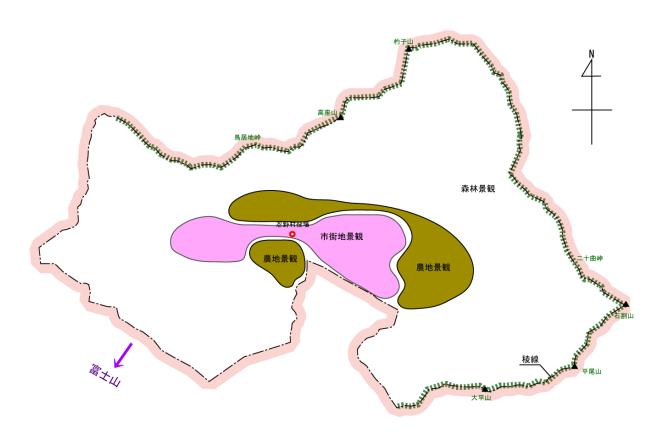
大寄氏は、天保の飢饉の際に忍草地区の人々の窮状を耳にし、元八湖の復興を計画しました。忍野八海に宗教的な付加価値を持たせ、人々を集めることで村おこしを図り、飢饉にあえぐ人々を救おうとしたとされています。八海は隆盛し、飢饉の際は一年間に忍草地区で100人以上の人々が亡くなる年もあったと伝えられていますが、復興の2年後には、死者は10人あまりに激減しています。

忍草地区には、明治・大正の頃まで富士講行者による撒き銭という習慣がありました。子供たちに小銭を撒き与えたもので、飢饉に苦しむ人たちを救うために始まったのではないかと言われています。(東円寺住職鷹野氏談話より)

2. 忍野村の景観特性

(1) 景観資源の分類

■図表 2-7 忍野村の骨格的景観特性



忍野村では、全域にわたって壮大な富士山の眺望が確保でき、それが景観軸となっています。さらにその周辺はなだらかな里山景観が広がり、その下に農地が展開し、街並みとともに農村景観を形成しています。

富士山を含めた豊かな自然環境と人々の営みが調和した、魅力あふれる美しい景観が本村の景観特性と言えます。

主要な景観要素は次のように分類し概略を示すことができます。

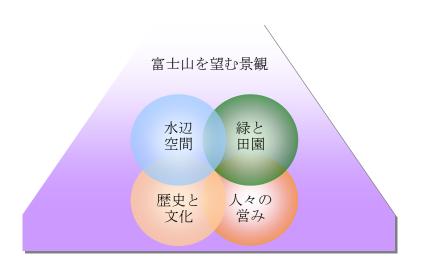
【遠景】

◆富士山

【近景】

- ◇清らかな湧水(忍野八海など・・生活の場、観光の場)
- ◇親しみやすい河川空間(桂川、新名庄川・・散策や釣りなど)
- ◇田園空間(まとまった農用地の広がり、休耕地の景観植物など)
- ◇山々やまちなかの緑、豊かな自然(イチイなどの生垣、自然林など)
- ◇懐かしさを感じる家並み(茅葺屋根、富士山の溶岩などを利用した石積み・石垣など)

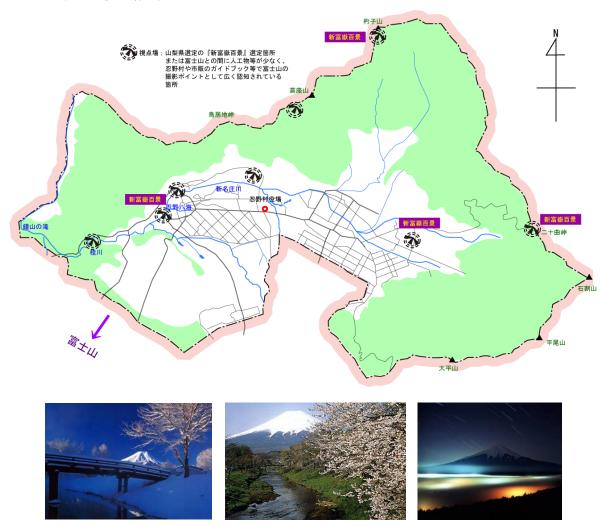
■図表 2-8 忍野村の主要な景観要素



(2) 景観資源の概要

①富士山を望む景観

■図表 2-9 視点場(富士山のビューポイント)



【景観特性】

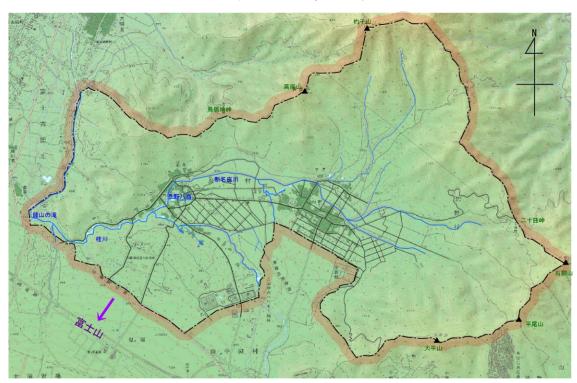
- ・美しい容姿の富士山が、村の至る場所から望める
- ・特に自然護岸の河川や田畑、茅葺民家などを近景とした風景が、多くの人を魅了

【課題・問題点】

- ・建築物・構造物等が景観を阻害
- ・景観を妨げる建築物や工作物等について、法的強制力を持った規制がない箇所が多い

②自然や風土に関する景観要素

A. 湧水·河川環境



■図表 2-10 忍野村の位置

a. 天然記念物 忍野八海

■図表 2-11 忍野八海の位置



忍野八海周辺の民地では人工池も存在 し、古民家が維持され、あるいは東屋な どの整備によって忍野らしい富士山と水 と農村の風景が維持・形成され、多くの 観光客やカメラマンでにぎわっています。

しかしながら、人工池と天然記念物忍 野八海とが混同されており、多くの人が 人工池を忍野八海の一部であると勘違い している傾向もみられます。

■図表 2-12 忍野八海







お釜池



菖蒲池



濁池



底抜池



鏡池



出口池

b. 河川(桂川、新名庄川など)

新名庄川や桂川など、多自然型の河川整備が行われている箇所では、人々が散策やフィッシングを楽しんでいます。また、四季折々の川辺の風景が多くのカメラマンや 絵画愛好家などの題材となっています。

その一方で、河川及びその周辺への空き缶、吸殻の投げ捨てや家電製品・家庭ごみなどの不法投棄がみられます。

■図表 2-13 新名庄川



冬の新名庄川



春の新名庄川

c. その他の湧水等

■図表 2-14 その他湧水等



鐘山の滝



フライフィッシング



人工池

B. 忍野村を取り囲む山並み

忍野村は北・東・西の三方を 2,000m弱のゆるやかな山並みに囲まれ、集落の後背が四季の移ろいを感じさせるほか、多様な動植物の生息・生育環境として多くの恵みをもたらします。

■図表 2-15 杓子山、高座山





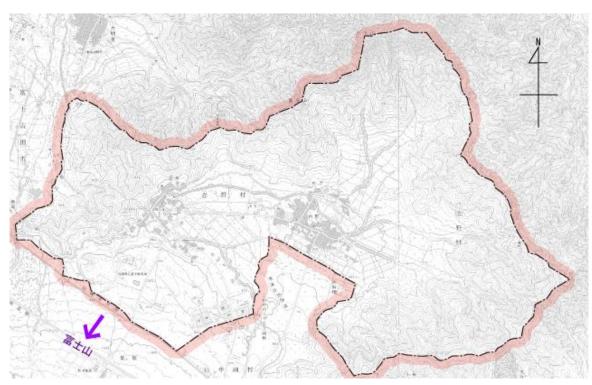


高座山

3. 景観計画区域(景観法第8条第2項)

平成13年に施行した忍野村まるごと庭園条例では、名称のとおり村全体を一つの庭園に見立て、その価値を村民一人一人が認識し、誇りを持って守り育てていくこととしています。

ゆるやかな山並みに囲まれた盆地に集落が展開する忍野村は、比較的コンパクトに まとまった地形条件にあることから、全村一体的に良好な景観を形成していくため、 行政区域全域を景観法第8条に規定する景観計画区域とします。



■ 図表 2-16 景観計画の区域(忍野村全域)

4. 景観形成重点区域

景観計画区域(村全域)のうち、地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる区域を景観形成重点区域とします。

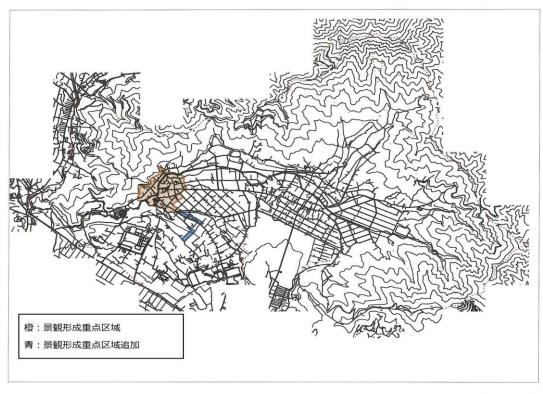
忍野村の主要な景観構成要素である「富士山」と「水」と「歴史ある山里の集落」 を活かした景観形成を図るため、次の区域を重点区域とします。

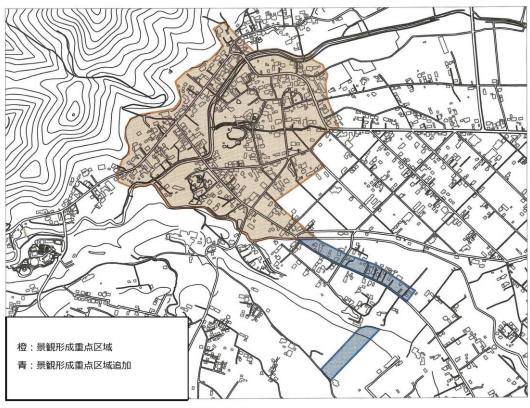
なお、景観形成重点区域は、景観計画区域に比べて一歩踏み込んだルールを設定し、より積極的な景観形成を図ります。

[1] 忍草地区水辺景観形成重点区域

対象エリア: 忍野八海及びその周辺の河川周辺

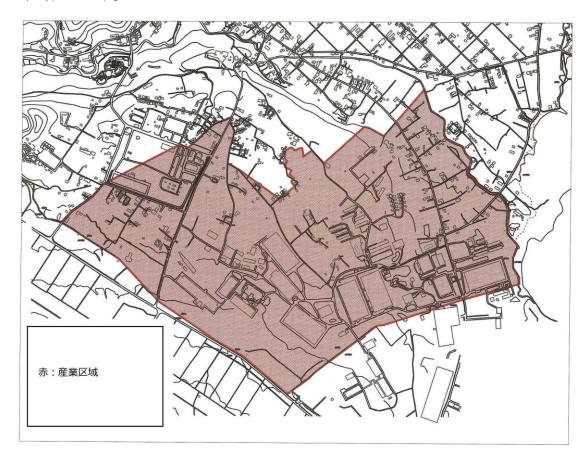
■ 図表 2-17 忍草地区景観形成重点区域





5. 産業区域

景観計画区域(村全体)のうち、地域の経済活動の調和により形成される区域を産業区域とします。忍野村における産業業務の利便性向上を図るため、次の区域を産業区域とします。



第3章 良好な景観の形成に関する方針(景観法第8条第2項)

1. 村全域の景観形成に関する方針

(1) 景観形成の目標

地域の現況や景観特性及び課題を踏まえ、2つの目標を掲げます。

目標1 水と緑が美しい、魅力あふれる景観づくり

忍野八海や新名庄川、桂川の清流を保ち、水辺の緑、杓子山、高座山などの里山の景観を守り育てながら、ここに住まう人々が地域への誇りと愛着を持ち、心地よく暮らせるむらづくりへつなげます。

目標2 いつまでも人の心を引きつける景観づくり

美しく荘厳な富士山と、その前景の田園風景や忍野八海、歴史を感じさせる古 民家など懐かしい忍野村の景観が、今後も多くの人々を魅了し、何度も訪れたく なるような感動を与えられるよう、景観整備を進めます。

(2) 景観形成の基本方針

忍野村の特色ある優れた地域資源は、住民や村を訪れる人々の共通財産です。私たちはこの重要性を認識し、目的達成のため次の事項について積極的な取り組みを行います。

① 富士山への眺望の確保

忍野村は、「どこからでも美しい富士山が望める」という好条件にあります。 どこからでも富士山が美しく眺められるような環境を維持することを村民一人 ひとりの共通理念として、高い景観意識を持ってさまざまな景観づくり活動を進 めます。

建築物や工作物の建設や設置にあたっては、この眺望景観や視点場を守るため の配慮を取り入れていきます。

② 自然環境との調和

秀麗な富士山の裾野に位置する恵まれた自然環境と田園環境とを活かすため、 周辺里山の緑地や湧水・河川水の保全、水辺環境の整備を進め、美しく魅力ある 景観づくりを進めます。

③ 固有の風土や歴史・文化の尊重

忍野村固有の風土や伝統と結びついた歴史資源や文化資源、また村民が創造する有形無形の地域文化を慈しみ育みます。そして、そのような歴史資源や文化資源記録するとともに、来訪者や住民に周知し、未来世代に伝承していきます。

④ 忍野村固有の景観の創出

不調和な建築物や高彩度の看板類、遊休農地、廃棄物など景観を阻害する要因の改善や撤去を進めます。同時に、街路や建築物に自然の素材や色を取りいれ、 集落内に緑や花を育てることにより、四季を通じて美しく潤いのあるむらづくり を進めます。

⑤分かりやすく利用しやすい景観形成

訪れる人が気軽に忍野八海にふれ、その価値や成り立ちを知り、富士講との関わりを学びつつ、壮大な景色を楽しめる空間づくりを進めます。そのため、ボランティアガイドによる案内の充実、サイン類・周遊コースの整備などを実施します。

⑥ 一丸となった景観形成

美しい景観形成にあたっては、長期的な成熟に向けて全村的な盛り上がりによる住民参加を中心とした官民協同体制を整え、望ましい景観形成の動きを促進します。

2. 行政・住民・事業者の基本的役割

(1) 行政(村)の役割

- 村は、良好な景観形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施 するものとします。
- 村は、施策の策定及び実施にあたっては、村民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとします。
- 村は、公共施設の整備、改修を行う場合には、良好な景観形成に配慮するもの とします。
- 村は、必要があると認められるときは、国・県又は隣接地方自治体に対し、良 好な景観形成に関する協力を要請するものとします。
- 村は、土地、建築物の村外所有者に対し、景観形成施策への協力を求めるもの とします。
- 村は、特に景観形成重点区域などで村の基準に準拠した施工方法で個人住宅の 屋根工事や外構工事等を行う場合に限り、財政的支援を行うものとします。

(2) 住民の役割

- 村民は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、積極的にその 役割を果たすよう努めるものとします。
- 村民は、村が実施する良好な景観形成に関する施策に協力し、その推進に努め るものとします。

(3) 事業者の役割

- 事業者は、自己の事業活動にあたり、良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めるものとします。
- 事業者のうち、建築物等の設計・施工に関する業務又は土地、建築物等の販売 や賃貸業務を行う事業者は、その専門的知識をもとに良好な景観形成を推進す るものとします。
- 事業者は、村が実施する良好な景観形成に関する施策に協力し、その推進に努めるものとします。

3. 忍草地区水辺景観形成重点区域の景観形成に関する方針

(1)景観形成の目標

湧水や清流などの水辺空間を保全します

富士の恵みを受けた清らかな水の質や量を保全していくことは、そのまま忍野らし さの増進につながります。

特に忍野八海そのものの保全が急務であるとともに、周囲の河川や湧水、池などとともに親しみのある水辺空間を形成し、これまで以上に良好な景観の増進に努めることとします。

(2) 景観形成の基本指針

- 区域内にある忍野八海は、全国的な知名度も高く、忍野村随一の観光地であると同時に、国の天然記念物でもあります。天然記念物としての本質的な価値を保全し、生活や信仰の場であった歴史性・文化性を現代の景観に活かす工夫を施すとともに、忍野八海とその周囲にある人工池との区別を明瞭にしていきます。
- 忍野八海をはじめ、湧水や河川の水量の確保や水質改善などを図ります。
- 良好な河川景観を維持するため、ごみや雑草の除去とともに、生活排水の流入 を防止する措置を進めます。
- 自動販売機や看板類、のぼり等の広告物の設置は自粛するものとし、設置する

場合も必要最小限にとどめ、広告物については、「山梨県屋外広告物条例」を遵守、「忍野村総合サイン計画」への適合を図るものとします。

(3) 景観形成の具体的方策

景観形成重点区域周辺の価値となる景観資源及び周囲と調和しない景観資源の主なものを図表 3-1、3-2、3-3、3-4 に掲載します。価値となる景観資源については、積極的な保全と整備を行い、価値を阻害する景観資源については、早急な改善を行っていくこととします。具体的方策については、基本指針に基づき、各課題ごとに図5のとおり実施していくものとします。

■図表 3-1 忍草地区水辺景観形成重点区域周辺の価値となる景観資源

八	·類	性質による分類		
מל	矨	自然的景観	都市的景観	歴史的景観
		2大イチイ	13火の見櫓	1浅間神社
		3イチイ群	20大門橋	5茅葺き家屋
		54トチの木	23火の見櫓	6茅葺き家屋
		55忍草	29八海橋	15東円寺
			33茂平橋	17蔵
	点			18和風門、白壁の蔵
	的		43茅葺き屋根土産店	31稲わらの積み上げ(わらにょう)
	景		48茅葺き屋根土産店	44茅葺き家屋
	観		49茅葺き屋根水車小屋	45茅葺き家屋
				46茅葺き倉庫
				53茅葺き民家(榛の木資料館)
				58茅葺き民宿(鱒の家)
				59茅葺き民宿(大林)
	击击	4桜並木	19生垣、石垣	14東円寺参道
π,	軸的景観	7河川管理道路	47生垣	
形態		16新名庄川	60生垣	
思に		40桂川		
ょ				
る	面的		41菖蒲池公園	
分	景		57鱒の家庭園	
類	観			
		12富士山と河川の景観(お宮橋)		
		21河川の景観(大門橋)	5.	
		22富士山と河川の景観(河川管理道路	备)	
		30富士山と河川の景観(八海橋)		
		32富士山と河川と農地の景観		
		34河川と富士山と里山の景観		
	טיי	35河川景観		
	望景	36河川景観		
	朝	37河川景観		
	此儿	38河川景観(金田一橋)) A国)	
		42富士山と茅葺き屋根建物(菖蒲池公 50富士山の景観(濁り池)	지원 <i>)</i>	
		51河川と並木の景観(渋川)		
		51河川と业本の京観(浜川) 52富士山と里山と民家の景観(鯉の池	1)	
		56富士山と里山と民家の景観(鱒の家	() 	
			1	

■図表 3-2 価値となる景観資源の例



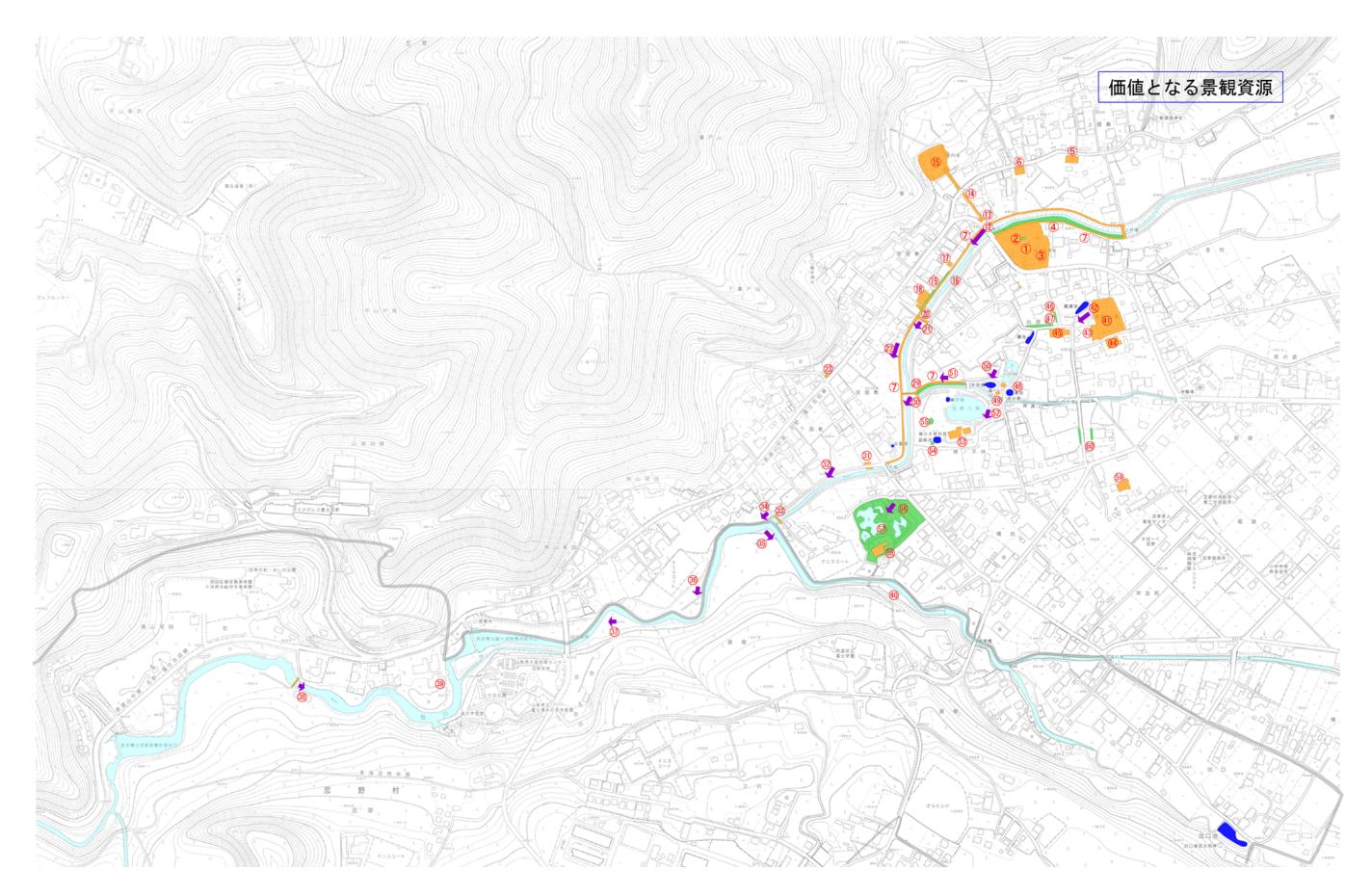








■図表 3-3 忍草地区水辺景観形成重点区域周辺の価値となる景観資源 (丸数字は図表 3-1 中の景観資源を示す)



■図表 3-4 忍草地区水辺景観形成重点区域 周辺の周囲と調和しない景観資源

	類	性質による分類			
Л	块	自然的景観	都市的景観	歴史的景観	
形態による分類	点的景観	25人工物、ヒューム管(中池~濁り	3民宿(看板、排水管) 4目立つ色の家屋 5白色塗装の高欄 6廃車 7忍野村観光案内図 9排水管 11廃棄物(ヒューム管、鉄材) 12看板 13看板 14お釜池看板 15お釜池周辺人工物(コンクリート階段、計1を発表をできる) 16雑多な積載物 17ゴミステーション、看板 18電柱、電線 19看板(釣り) 22商業空間 ・看板、サイン、店舗装飾、のぼり ・パイロン ・自動販売機、ベンチ ・魚のえさ台 ・人工遊水池の警告版 ・プランター ・商店 ・人工的式色彩の宿泊施設 24消防設備 26消防小屋	背後の建物、室外機)	
	軸的景観	2新名庄川、渋川、桂川の水質悪(21新名庄川、渋川、桂川の散乱ご			
	眺望景観		8富士山を遮る電線		

■図表 3-5 周囲と調和しない景観資源の例



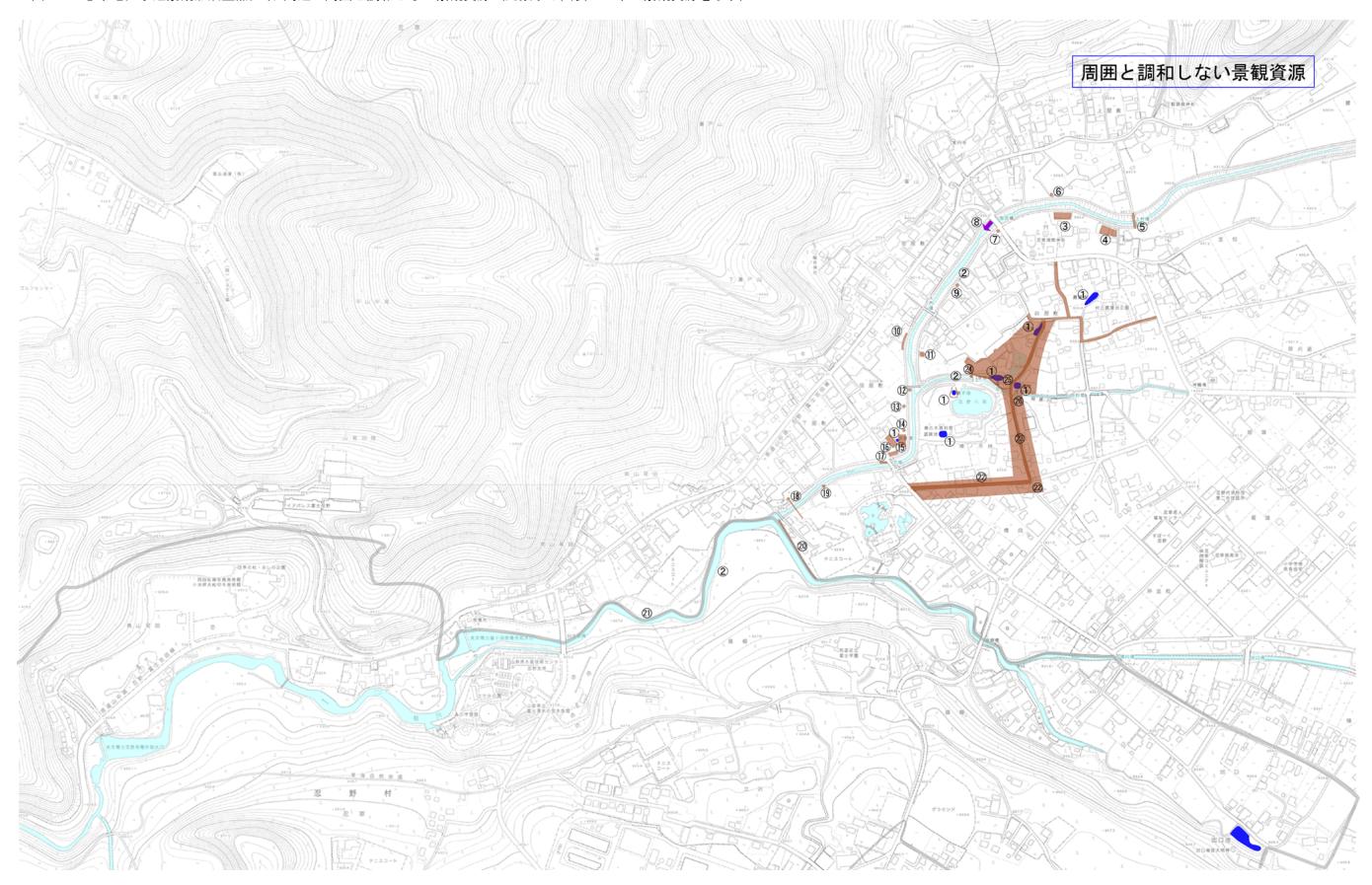








■図 3-6 忍草地区水辺景観形成重点区域 周辺の周囲と調和しない景観資源(丸数字は図表 3-4 中の景観資源を示す)



■図表 3-7 忍草地区水辺景観形成重点区域の景観形成方策と各主体の役割

〇河川・湧水の水質改善

主体	具体的な方策		
土 14	短期(~H23)	中期 (~H27)	長期 (~H34)
事業者	・渋川、新名庄川、桂川への直接排水を中止する。	・浄化槽を設置している場合は、浄化槽の維持管理を行	・全ての事業者が合併処理浄化槽の設置、あるいは公共下水
	・排水の管理者を指定し、処理設備の適切な管理を行う。	い、法定検査を受験する。	道への接続を済ませる。
	・水質汚濁防止法の規制対象施設を有する場合は、法令等で定め		
	られた排水基準を厳守する。		
	・未処理で排水している場合は、排水処理計画を策定する。		
	・合併処理浄化槽の設置、あるいは公共下水道への接続を行う。		
住民	・渋川、新名庄川、桂川への直接排水を中止する。	・浄化槽を設置している場合は、浄化槽の維持管理を行	・全ての世帯が公共下水道への接続、又は合併浄化槽の設置
	・合併処理浄化槽の設置、あるいは公共下水道への接続を行う。	い、法定検査を受検する。	を済ませる。
	・節水に努め、油を流さないなど、生活排水の環境負荷軽減に努	・無農薬、低農薬栽培による環境保全型農業を導入する。	
	める。		
行政	・全ての事業者及び世帯の排水先、排水処理状況を詳細に把握す	・水濁法の規制対象施設をより小規模なものにまで広げ	・排水未処理事業者、世帯への直接的な指導を行い、生活排
	る。	る裾下げ基準を定める。	水クリーン処理率を100%にする。
	・排水未処理事業者、世帯への直接的な指導を行う。	・排水未処理事業者、世帯への直接的な指導を行い、生	
	・排水処理に関する普及啓発活動を行う。	活排水クリーン処理率を85%にする。	
	・住民等の公共下水道への接続、合併浄化槽の設置を促進し、生	・定期、不定期の立入調査等、排水監視対策を県と連携	
	活排水クリーン処理率を77%にする。	して実施する。	
	・浄化槽設置、下水道接続に関する助成制度を周知し、助成を実	・浄化槽の維持管理に関する普及啓発を行い、法定検査	
	施する。	未受験者への直接指導を県と協力して行う。	
	・湧水、河川水の水質調査を経年実施する。	・無農薬、低農薬栽培による環境保全型農業を推進する	

BOD*値達成目標

単位:mg/L

	現況 (H19)	短期	中期	長期
湧池	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
お釜池	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
銚子池	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
鏡池	1.0	0.8	0.6	0.5 未満
菖蒲池	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
底抜池	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁池	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
出口池	1.2	1.0	0.8	0.5 未満

*BOD:水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、 河川の有機汚濁を測る代表的な指標。一般的にBODの値が高いほど、その水質は悪い。

○湧水量の確保

主体		具体的な方策	
主体	短期 (~H23)	中期 (~H27)	長期 (~H34)
事業者	・地下水掘削箇所、取水量に関する届出を行う。	・人工池等へのポンプアップの段階的中止または取水量	・自噴井戸のみを利用する。
	・ポンプアップの停止、取水量の削減の試験的実施に協力する。	の削減を行う。	・八海からの引水を中止し、村の水の流れの復元事業に協力
			する。
住民	・地下水掘削箇所、取水量に関する届出を行う。		・自噴井戸のみを利用する。
行政	・ポンプアップの停止、取水量の削減を試験的に行い、水位変化	・「地下水資源保護条例」を改定し、新たな掘削を禁止、	・取水禁止区域を設定する。
	等を観察する。	既存井戸への取水制限を導入する。	・昭和初期の八海の水の流れの復元を図る。
	・事業者、住民の取水先を詳細に把握する。	・昭和初期の八海の水の流れを調査し、人工池との間の	
	・地下水位、河川流量のモニタリングを行う。	流出入を改善、本来の流れの復元を検討する。	
	・地下水シミュレーションを実施する。	・村営駐車場を透水性舗装に更新する。	
	・届出、観測結果等に基づき、地下水掘削、取水制限の導入を検	・モニタリングの結果等から規制の拡大や見直しを検討	
	討する。	する。	
		・上流域市町村に対し、地下水取水制限の導入を依頼す	
		る。	

○歴史、文化の記録、伝承

主体	具体的な方策		
土 14	短期 (~H23)	中期 (~H27)	長期(~H34)
事業者	・地域の歴史や文化を学習する機会に参加する。	・観光事業者は、地域の歴史、文化について来訪者に情	
		報提供する。	
住民	・地域の歴史や文化を学習する機会に参加する。	・ボランティアガイドとして来訪者に情報提供を行う。	
行政	・地域の歴史、文化的資源の発掘を行い、記録し、地域住民等が 学習できる機会を設ける。・岡田紅陽写真撮影スポットにサイン、説明板を設置する。・八海にまつわる伝説をまとめた資料づくりを行う。	・来訪者に十分な情報提供ができるよう、ボランティアガイドの育成等を行う。	・学校教育に地域の歴史や文化について学ぶ機会を導入する。・岡田紅陽写真美術館に紅陽ゆかりの八海の歴史、文化紹介コーナーを設ける。・観光案内所を開設する。

○良好な景観づくり

→ /+	具体的な方策			
主体	短期 (~H23)	中期 (~H27)	長期(~H34)	
事業者	・のぼり、立て看板を撤去する。	・商業施設、宿泊施設の外構には、生垣、石垣、植栽、	・中池周辺の商業施設は自然景観と調和し、歴史を感じさせ	
	・原色のベンチ、魚のえさ台を撤去する。	木材など自然の素材を用い、自然景観と調和し、歴史	る意匠に統一し、商品の展示方法は意匠にあったものにな	
	・中池周辺のプランターは木製のものに変更する。	を感じさせる外構修景を進める。露出している設備類	るよう工夫する。	
	・銚子池周囲の有刺鉄線を撤去する。	は、同様の素材で遮蔽に努める。	・宿泊施設は自然景観と調和し、歴史を感じさせる意匠に変	
	・お釜池アプローチのグレーチングを撤去、コンクリート製階段	・中池から濁り池にかかる人工物(コンクリート製構造	更する。	
	を、自然石などで代替する。	物、ヒューム管等)を撤去、又は自然の素材で遮蔽し、		
	・看板の色彩は低明度のこげ茶系とし、「忍野村総合サイン基本計	修景を行う。		
	画」に沿ったものにする。	・建築物の建て替えの際には、改正景観形成基準を遵守		
	・自動販売機は地味な外装に変更するか、周囲を生垣等で覆い目	し、周囲の景観との調和を図る。		
	立たなくする。			
	・建築物の建て替えの際には、「景観形成基準」を遵守し、周囲の			
	景観との調和を図る。			
	・屋外に資材等を集積、放置している場合は撤去する。			
	・水車小屋、茅葺き屋根の建物、庭園等の手入れ、保存に努める。			
	・景観協議会に参画する。			
住民	・宅地外構部の緑化を行い、庭木や屋敷林の育成に努める。	・土地の形質変更を行う場合は、自然の植生及び周辺の		
	・高木や樹姿の優れた樹木は保全する。	樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。		
	・粗大ゴミ、廃自動車等を撤去する。	・住宅の立て替え等にあたっては、景観形成基準を遵守		
	・住宅の立て替え等にあたっては、「景観形成基準」を遵守し、周	し、周囲の景観との調和を図る。		
	囲の景観との調和を図る。			
	・景観協議会に参画する。			
行政	・公共工作物(消防設備、橋の高欄等)の修景を行う。	・公共工作物(消防小屋)の修景を行う。	・菖蒲池公園の視認性、アクセスを改善する。	
	・景観重要建造物、景観重要樹木を指定し、その保全指導を実施	・村営駐車場〜湧池〜鏡池〜浅間神社へと続く道のアス	・重点地域の一部を公園化する。	
	する。	ファルト舗装の修景を行う。		
	・「忍野村まるごと庭園景観整備推進補助金」の対象を拡大し、説	・車両進入禁止区域を設定する。		
	明会を開催する。	・建造物の高さ規制を導入する。		
	・景観協議会を組織する。	・良好な景観の妨げになっている電線の地中化、電柱の		
		撤去を行う。		
		・重点地域の一部の公園化について計画づくりを行う。		

○河川環境の整備

主体	具体的な方策		
土 14	短期 (~H23)	中期 (~H27)	長期(~H34)
事業者	・地域住民による定期的な清掃、除草作業に参加する。		
	・河川区域内に設置、放置しているものを撤去する。		
住民	・定期的な清掃、除草作業を実施する。		
	・河川区域内に設置、放置しているものを撤去する。		
行政	・景観重要公共施設整備基準を策定する。	・渋川〜新名庄川左岸の歩道を、村営駐車場から銚子池、	・新名庄川〜桂川〜岡田紅陽写真美術館へと続く遊歩道を整
	・河川区域について住民、事業者に周知し、不法占有に対する指	湧池へのアクセス歩道として再整備する。	備する。
	導を行う。	・景観重要公共施設整備を実施する。	
		・河川沿いの街路樹を整備する。	
		・コンクリート護岸について石積みなど自然の素材を用	
		いて再整備する。	

〇天然記念物忍野八海の周知

主体	具体的な方策		
土体	短期 (~H23)	中期 (~H27)	長期 (~H34)
事業者	・人工池の表示を行う。		・底抜池への自由なアクセスの実現に協力する。
行政	・八海の位置、成り立ち、歴史、信仰との関係などに関する詳細な案内パンフレットを作成し、来訪者に提供する。・八海の歴史、湧水のメカニズムなどに関する講演会、シンポジウムを開催する。	・底抜池への自由なアクセスを実現するための方策を検 討する。 ・八海周遊散策コースを整備する。	・底抜池への自由なアクセスを実現する。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項、第16条第1項)

景観計画区域では、景観上問題のある建築物等を防ぎ良好な景観に誘導していくため、一定の行為については、景観法第16条第1項に基づき届出を行わなくてはならないものとされており、届出対象行為及びそれぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準を景観条例で定めます。

1. 届出対象行為と景観形成基準の方針

本景観計画区域における届出対象行為は次のとおりとし、従来からの「忍野村まるごと庭園景観形成基準」を踏まえ、周辺の景観と調和するように誘導します。

(1) 建築物等の建築等

■図表 4-1 届出対象行為と景観形成基準

種 5	別	届出対象行為	
建築物		建築面積 10 ㎡超の新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	

	景観形成基準		
	景観計画区域	景観形成重点区域	産業区域
配置•規模	・原則として高さは 15m 以下 とする。	・原則として高さは 10m 以下とする。	・原則として高さは25m以下とする。
			・世界文化遺産構成資産から眺望で きないような配置や規模等とす る。
	において、原則として建築部 は道路境界から2m以上後近	はみとするため、敷地の許す範囲内 の外壁またはこれに替わる柱の面 退した位置に配置する。 きる限り道路境界線から後退した	・建築物等による圧迫感を軽減する ため、敷地の許す範囲において、 原則として建築部の外壁またはこ れに替わる柱の面は道路境界から 3 m以上後退した位置に配置す る。ただし、一般住宅においては、 景観計画区域の基準に準ずる。
形態意匠	・周囲を山並みと樹林地に囲まれた、盆地の背景と調和した街並みの景色を造り出すよう工夫する。 ・建築の意匠においては、美しいまちなみや集落景観の創造に寄与すべく、周囲の家屋との適度な誠に配慮する。 ・一般住宅の様式は和風を原則とし、屋根の形態は入母屋・切妻・寄棟・方形を主体とする。 ・屋外に設ける設備等は、露出しないようにするか、植栽等で目隠しし、できるだけ突出感や乱雑な象を与えない意匠とする。		与すべく、周囲の家屋との適度な調和 ・寄棟・方形を主体とする。

		景観形成基準		
		景観計画区域	景観形成重点区域	産業区域
屋根		・周辺と調和する形態・素材を・名彩け変な差いた低明度のご	・景観重要建造物等伝統的様式の 建造物周辺の建築物は、当該建 造物と共通性のある色彩を基調 とする。 と使用する。 げ茶色等自然素材が持つ色を基調	・使用する色数はできるだけ少なく し、周辺と調和した色彩とするこ と。
		とする。	の火口を自然水材を引ってる医園	
外壁		持つ色とする。	・景観重要建造物等伝統的様式の 建造物周辺の建築物は、当該建 造物と共通性のある色彩を基調 とする。 ジリー系)又は茶系統等自然素材が 和する材料を使用するように努め	・使用する色数はできるだけ少なくし、周辺と調和した色彩とすること。
	屋外 ・屋外階段、ベランダなどは建築物本体と調和するよう一体的な 施設 り沿道部に露出しないように配慮する。		デザインとなるよう配慮し、できる限	
付帯	外構の緑化	・宅地外構部の修景緑化と母屋 努める。	と調和する庭木や屋敷林の育成に	・道路沿いは出来る限り植栽を残すよう努める。 ・道路沿いに植栽がない場合は、植栽(常緑樹)をするよう努める。 ・一般住宅においては、上記基準によらず、景観計画区域の基準に準ずる。

(2) 工作物等

種	別	届出対象行為
工作物等	門・塀・垣・	高さ3m又は長さ30m超
の新築、増 築、改築若	柵・擁壁等	
しくは移	煙突・広告塔	高さ5m超
転、外観を	等	
変更する	街路·照明灯	高さ5m超
る修繕若		
しくは模	自動販売機	高さ1m超
様替え又	及びその付	
は色彩の	帯施設	
変更		

但し、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

		景観形成基準	
	景観計画区域	景観形成重点区域	産業区域
門·塀·垣· 柵·擁壁等	も忍野らしい良好な近隣関 意匠とならないように配慮 ・沿道部に露出する擁壁は圧 うに、のり面化や擁壁前面	物の基準に準じる。 高さは、防犯等に配慮しつつ 係を維持できるよう閉鎖的な	・生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用い、形状・意匠・色彩は、建築物の基準に準じる。 ・門形状や垣根、さく、塀の高さは、防犯等に配慮しつつも忍野らしい良好な近隣関係を維持できるよう閉鎖的な意匠とならないように配慮する。ただし、一般住宅以外においてはこの限りでない。・沿道部に露出する擁壁は圧迫感や不調和感を生じないように、のり面化や擁壁前面、上部への植栽、緑化擁壁や表面処理など、デザイン的な処理により景観対策を行う。
煙突・広告	= =		て、建築物に準じたものにする。
塔等		できるだけ雕し、高さは圧迫慰 、形状・意匠・色彩・材料は建	ないよう周囲の樹林の高さ以下にする は築物の基準に準じる。
自動販売機		・屋外へ設置する場合は、 木目調などの地味な外装 のものを用いるか、目立た ないよう周囲を木枠等で 囲み、街並みと調和する配 置とする。	
・沿道に設置する場合は、道路境界線から ける。 ・目立たない色彩となるよう努める。			设置し、交差点など目立つ位置への設置は避 でである。
太陽光発電施設	る野村太陽光発電施設に関する景観形成基準による。 ②野村太陽光発電施設に関する景観形成基準による。		

(3) 木竹の伐採

届出対象行為

高さ 5m超かつ伐採面積 50 ㎡超(ただし枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理行為は適用除外する)

景観形成基準

- ・樹林の保全育成を基本として、周囲の景観を損なわないよう目的に応じて必要最小限の伐採とする。
- ・既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ保存するとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。
- ・道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。
- ・伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。

(4) 土地の形質変更

種	別	届出対象行為
土石又に		面積 10 ㎡超又は高さが 1.5m を越えるのりを生じる切土又は盛土
の採取、	のり	
面、土地	地の造	
成		

	景観形成基準			
	景観計画区域	景観形成重点区域	産業区域	

・残土置き場や資材置き場などは高木植栽等により周囲を囲むなど、景観に配慮する。

なお、この基準以外については、他の法令・条例・規則等によるものとする。

(5) 屋外におけるものの集積又は貯蔵

種 別 届出対象行為		
屋外り	こおけ	高さ 1.5m 超又は面積 50 ㎡超で 90 日を超える集積又は貯蔵
るもの	のの集	
積又に	は貯蔵	

	景観形	成基準	
	景観計画区域 景観形成重点区域		
・残土置き場や資材置き場などは高木植栽等により周囲を囲むなど、景観に配慮する。			

(6) その他

届出対象行為

その他、景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為で、村長が必要と認める事項

なお、この基準以外については、他の法令・条例・規則等によるものとする。

2. 忍野らしい色彩景観づくり

建築物、工作物等の色彩の基準は、前記の景観形成基準のとおりですが、さらに色彩の検討に当たっては、次の点に配慮し計画的に修景を行っていくものとします。

(1) 基調色

地域の素材の色彩を調査し、それらを尊重して風景を育てていく方向性が望ましい と考えられます。建造物、道路などは地域の土の色を基調とするなど、基本的に人工 物については自然の背景色と同調する色彩を使用していくものとします。

(2) 関係性の重視

忍野村では、湧水、河川などの水、富士山や周辺の山々、緑、蝶などの動物などの自然と人々の営みの調和が魅力ある景観を形成しています。そうした景観が四季の変化の中で多彩な表情を見せ、人々の心を引きつけます。人工物は、自然の基調色と同化させ、忍野村らしい景観を阻害しないよう、修景を行っていくものとします。

また、真新しいものをつくるよりも、蓄積されてきたもの、美しく老いているもの に着目し、修景に当たってはそれらとの関係性に配慮していくものとします。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定の方針(景観法第8条第2項)

(1) 指定方針

村内の身近な建造物の中で、地域で広く親しまれ愛着が持たれているもの、優れた デザインのもの、美しい形や優れた技術が用いられているもの、再び造ることができ ないものなどは景観上重要な要素であり、古き良き建造物を守り、景観資源として活 かすことが望まれます。こうした建造物は住民にとっても貴重な歴史的財産であり、 外観が景観上特に優れているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要がありま す。

現在、村内には村の文化財保護条例により指定されている指定文化財があります。 この制度による文化財としての登録を継続するとともに、これらの建造物は所有者 の意向を聞きながら、順次、景観重要建造物の指定を併せて行うものとします。

(2) 指定基準

外観が景観上特に優れているもので、公共の場所から容易に見ることのできる位置 にあるものに限り、次に記すいずれかに該当するものについては、景観重要建造物の 指定を順次行うものとします。

ただし、指定に当たっては所有者の合意はもとより、忍野村景観審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとします。

- 1) 歴史的景観に寄与しているもの
- 2) 特に良好な景観形成に寄与しているもの
- 3) 造形の規範になっているもの
- 4) 再現することが容易でないもの
- 5) 歴史的な建築様式を継承したものや地域のシンボル的存在となっているもの
- 6) 富士山と一体となった農村景観を形成しているもの

2. 景観重要樹木の指定の方針(景観法第8条第2項)

(1) 指定方針

村内に点在する巨木、名木、社寺林等は長い時間をかけて育まれ、地域住民の生活に密着し、自然の偉大さを教えるとともに多くの安らぎを与えてくれます。こうした樹木は住民にとっても貴重な歴史的財産であり、健全で樹容が景観上特にすぐれているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。

現在、村内には山梨県の天然記念物に指定されている忍草浅間神社のイチイ群や文化財指定されていない樹木であっても、河川沿いの桜並木、伝統的な民家の屋敷林や 生垣が村内各所で見られます。これらについても景観上重要な樹木については順次、 指定を行うものとします。

ただし、これら景観重要樹木の指定にあたっては、景観地区の指定区域や地域で良好な景観形成の取り組みが活発に行われているところ等にある樹木について、優先的に行うこととします。

(2) 指定基準

- 1) 特に良好な景観形成に寄与しているもの
- 2) 伝統的建築物等の屋敷林等を構成しているもの
- 3) 地域のシンボル的存在となっているもの

第6章 屋外広告物の制限に関する事項

(1) 制限に関する基本方針

自然景観や沿道景観に配慮した屋外広告物の誘導が、美しい景観形成を図る上で重要な要素となっています。

このため、「山梨県屋外広告物条例」を基本とし、更なる誘導、規制が必要な場合は、屋外広告物の制限に関する基本的な方針を定めるとともに、表示及び掲出物件の設置に関する基準を条例に定めます。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項)

(1) 整備に関する基本方針

良好な景観形成を図るためには民有地のみの規制ではなく、道路、河川等の公共施設整備についても良好な景観の形成を図るための措置をとる必要があります。

本村の景観形成上重要な景観資源、良好な風景の視点場となる道路、河川等の公共施設については、管理者等との協議により、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を定めます。

第8章 住民等の景観まちづくり活動の支援

1. 地域が主体となる景観まちづくりに向けた支援

良好な景観まちづくりを進めるためには、住民による主体的な活動が不可欠です。 このため、本村独自の景観まちづくり施策を拡充するとともに、景観法等の諸制度 を有効に活用していきます。

(1) 景観形成のための助成制度等の拡充

忍野村では、「忍野村まるごと庭園景観条例」に基づき、一定の基準を満たす個人住宅や民営事業所などの改修・改築に対して、助成を行ってきました。新条例においても、引き続き実施することとし、さらなる拡充を図っていきます。

(2) 景観まちづくりに関する啓発活動

景観計画の実効性を高め、また住民による主体的な景観まちづくりを推進するためには、景観まちづくりの必要性や自分が暮らす地域の景観の問題意識をまず住民一人ひとりが持つことが大切です。今後は、忍野村景観計画や景観まちづくりに関する情報(景観形成基準、景観まちづくりの取り組み状況、支援制度等)をホームページや広報等を活用して提供する他、パンフレットの配布、講演会や研修会、シンポジウムなど住民が関心を持ちやすいような内容のイベントを通じて啓発活動を展開していきます。

(3) 景観まちづくり活動の技術的援助

良好な景観まちづくりを住民主体で推進するために、景観まちづくり住民団体等より要請があった場合は、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行います。

2. 景観形成のための体制づくり

良好な景観まちづくりを推進するために、景観法に基づく諸制度や手法を活用し、 良好な景観まちづくりにつながる快適な生活環境の創出のための取り組みを推進し ます。

(1) 景観協議会の活用(景観法第15条)

住民等、事業者(観光、商工、農林漁業者など)、村、関係する他の行政機関等の関係者を交えた景観協議会を組織します。景観協議会の特色は、そこで合意された事項について尊重義務が生ずる、という法律的効果があるという点ですが、こうした組織のなかに地域住民が参加していくことは、参加、協働の経験を積んでいく

うえで貴重な場として期待できます。

■図表 8-1 想定される協議会構成

忍野村景観協議会(仮称)

- ・学識経験者(景観、まちづくり、文化財、水質・地質等)
- · 社寺住職等 · 景観重要建造物等所有者 · 村民代表(各区長等)
- · 事業者代表(観光、商工、農林漁業等)
- ·山梨県関係課 · 忍野村関係課

(2) 景観まちづくり協定の活用(景観法第81条)

住民自らの合意に基づき、建築物等の形態意匠や緑化など、景観に関する様々な 事項を定めることにより、地域の景観まちづくりに資することが可能な制度である ことから、制度の活用を図ります。